

## 3 用語の定義

### I 職業紹介関係

#### 1 一般

下記2のパートタイム以外のものをいう。

#### 2 パートタイム

1日、1週間又は1か月の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者の所定労働時間に比し、短いものをいう。

#### 3 常用

雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

なお、「臨時」、「日雇」の名義であっても雇用期間が4か月以上の場合、あるいは雇用期間が4か月未満であっても雇用契約の更新により、継続して雇用されることを予定している場合は常用となる。

#### 4 臨時

雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

#### 5 季節

季節とは季節的な労働需要に対し就労するもの、又は季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するものをいう。この場合の期間の定めは、4か月未満、4か月以上の別を問わない。

#### 6 日雇

日々雇用されるもの、又は1か月未満の雇用期間を定めて就労するものをいう。

#### 7 新規求職者申込件数

計上月中に新たに受理した求職申込み件数をいう。

#### 8 前月から繰り越された有効求職者数

計上月の前月末日現在において、有効期間が計上月以降にまたがっている就職未決定の求職者数をいう。

#### 9 月間有効求職者数

計上月の「7新規求職申込件数」と「8前月から繰り越された有効求職者数」の合計をいう。

#### 10 紹介件数

計上月中に求職者と求人との結合を図るため、自安定所で行った紹介の件数（他安定所受理事求人への紹介も含む。）をいう。

#### 11 就職件数

計上月中に自安定所の求職者が、安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。

#### 12 他県への就職件数

都道府県地域を越える広域職業紹介による就職件数をいう。

### 13 県外・管外・管内

「10紹介件数」及び「11就職件数」において、「県外・管外・管内」の項目は次のとおり分類する。求人を受理した安定所（以下「求人受理所」という。）と、求職を受理した安定所（以下「求職受理所」という。）が異なる都道府県に所在する場合を「県外」という。この「県外」に該当しないもので、求人受理所と求職受理所が異なる場合を「管外」、同一の場合を「管内」という。

### 14 雇用保険受給者

雇用保険の受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給（広域延長給付、訓練延長給付、全国延長給付を含む。）を終了するまでの者をいう。

雇用保険受給者には、高年齢受給資格者及び短期特例受給資格者は含まない。

### 15 新規求人数

計上月中に新たに受理した求人数をいう。

### 16 前月から繰り越された有効求人数

計上月の前月末日現在において、有効期間が計上月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

### 17 月間有効求人数

計上月の「15新規求人数」と「16前月から繰り越された有効求人数」の合計をいう。

### 18 他県への発求人延数

期間中に他都道府県へ連絡した求人の延数をいう。

### 19 他県からの受求人数

期間中に他都道府県から連絡を受けた求人数をいう。

### 20 充足数

自安定所の求人が安定所（他安定所も含む。）の紹介あっせんにより求職者と結びついた件数をいう。

### 21 他県からの充足数

都道府県地域を越える広域職業紹介による充足数で、他県の求人連絡先安定所からの通報により就職を確認したもの。又は自安定所の有効求人到他県で居住する自安定所の求職者を充足させたものをいう。

$$22 \text{ 前年同月増減率} = \frac{\text{当月の数} - \text{前年同月の数}}{\text{前年同月の数}} \times 100(\%)$$

$$23 \text{ 有効(新規)求人倍率} = \frac{\text{月間有効(新規)求人数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}} \text{ (倍)}$$

$$24 \text{ 就職率} = \frac{\text{就職件数}}{\text{新規(有効)求職者数}} \times 100(\%)$$

$$25 \text{ 充足率} = \frac{\text{充足数}}{\text{新規(有効)求人数}} \times 100(\%)$$

## 26 新規学卒者

学校教育法第3章～第4章に規定する中学校及び高等学校の新規卒業（予定）者（専攻科及び別科を除く）の卒業後の常用就職に係る取扱数をいう。

## II 雇用保険関係

### 1 離職票交付枚数

安定所が被保険者資格を喪失した者に交付した離職票の枚数をいう。

### 2 受給資格決定件数

安定所が、受け付けた離職票を審査し、受給資格があると決定した件数をいう。

### 3 初回受給者数

同一失業給付の受給期間内において当該給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

### 4 特定受給資格者数

受給者のうち、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者の数をいう。

### 5 受給者実人員

求職者給付（高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。）及び就職促進給付（就業手当のみ）を受けた受給資格者の実数をいう。

### 6 所定給付日数

雇保法第22条及び第23条の規定による給付日数の区分をいう。

### 7 支給終了者数

所定給付日数又は各延長給付に相当する日数分の基本手当の支給を終えた受給者の数をいう。

### 8 給付制限件数

重責解雇又は自己都合により退職したこと（法第33条）、職業紹介又は公共職業訓練を拒んだこと（法第32条）などの理由により、受給者に対し一定期間基本手当を支給しないことを決定した件数をいう。

### 9 受給者数、支給人員

求職者給付、就職促進給付、雇用継続給付、教育訓練給付のいずれかの支給を受けた者の数をいう。

### 10 受給要件確認件数

雇用継続給付を受けようとする者から提出された受給資格確認手続きに基づき、当該給付を受ける資格があると決定した件数をいう。